

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく5件の返還金額決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年3月1日付けの5通の通知書により行った法63条の規定に基づく各返還金額決定処分（以下併せて「本件各処分」という。また、上記各通知書に付された番号の順に、個別の処分を、それぞれ「本件処分1」ないし「本件処分5」という。本件各処分の内容は、別紙のとおりである。）の各取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件各処分は違法又は不当であると主張する。

ネットオークションをすることが問題になるとは、全く指摘されていなかった。

平成27年度の資産調査において処分庁職員が通帳をチェックした際に、売却代金収入に気がついて指摘されていれば、その後の出品はしなかったと思うから、それ以降の期間を対象とする返還決定

(本件処分5)は処分庁職員の過失に起因するもので、処分庁には不作為の責任がある。

資産調査の際に預金通帳の写しをとることは、プライバシーの点で問題である。

売却した物品の仕入れ値が経費として控除されていない。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年6月27日	諮問
平成29年7月26日	審議(第11回第3部会)
平成29年8月23日	審議(第12回第3部会)

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において

行うものとする」とされている。

(2) 届出の義務についての法の定め

法 6 1 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(3) 資産・収入等の報告・調査についての法の定め

法 2 8 条 1 項によれば、保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況等を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができる」とされている。

(4) 次官通知

地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 8 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第 8 ・ 3 ・ (2) ・ エ ・ (イ)によれば、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（中略）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額 8 0 0 0 円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とされている。

(5) 局長通知

同じく地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 8 年 4 月 1 日付社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第 3 によれば、「要保護者からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これ

らの事項を証する資料がある場合には、提出を求めること。」とされている。

(6) 課長通知

同じく地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日付社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第 3 の問 13 の答によれば、「被保護者の現金、預金、動産、不動産等の資産に関する申告の時期及び回数については、少なくとも 12 箇月ごとに行わせることとし、申告の内容に不審がある場合には必要に応じて関係先について調査を行うこと。」とされている。

(7) 費用返還義務についての法の定め

法 63 条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

(8) 費用返還義務についての裁判例等

法 63 条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであるところ（東京高等裁判所平成 25 年（行コ）第 27 号事件・平成 25 年 4 月 22 日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）、同条にいう「急迫の場合等」には、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等が含まれると解される（小山進次郎著「改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）」649 頁）。

(9) 問答集について

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問13-5の(答)の(1)によれば、法63条の規定に基づく保護費の返還においては、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされているが、この原則に対し、同じ(答)の(2)によると、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、一定の金額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとされ（一定の金額の例示として、「家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものに当てられた額（保護基準以内の額に限る。）」、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額」等が挙げられている。）、例外的な取扱いを行うことも想定されている。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

(1) 未申告収入について

処分庁は、平成28年11月21日に行った、請求人に対する平成28年度の資産調査をきっかけに、預金通帳の記載において、請求人に多数の未申告収入があることを窺わせるものがあることを発見したことが認められる。

これらについて、処分庁職員に促されて請求人が提出した収入申告書中の項目及び金額は、以下の①ないし⑤のとおりであり、いずれもインターネットオークション等によって手持ちの品を売

却したことによる臨時的な収入と認められる。

- ① 平成26年2月1日から同月28日までの期間（本件処分1における返還対象期間）中の未申告収入額

合計金額 21,270円

内訳：平成26年2月6日の20,110円の振込み及び同月14日の1,160円の振込み

- ② 平成26年4月1日から同年6月30日までの期間（本件処分2における返還対象期間）中の未申告収入額

合計金額 111,575円

内訳：平成26年4月1日の1,835円の振込み、同月14日の1,460円の振込み、同月16日の7,890円の振込み、同年5月30日の28,900円の振込み、同年6月17日の17,980円の振込み、同月18日の30,550円の振込み、同月19日の8,830円の振込み及び同月24日の14,130円の振込み

- ③ 平成26年11月1日から同月30日までの期間（本件処分3における返還対象期間）中の未申告収入額

合計金額 79,600円

内訳：平成26年11月14日の39,800円の振込み、同月17日の6,600円の振込み、同月27日の26,000円の振込み及び同日の7,200円の振込み

- ④ 平成27年10月1日から同月31日までの期間（本件処分4における返還対象期間）中の未申告収入額

合計金額 16,300円

内訳：平成27年10月4日の4,700円の振込み、同月8日の4,200円の振込み、同月9日の4,100円の振込み及び同月26日の3,300円の振込み

- ⑤ 平成28年5月1日から同月31日までの期間（本件処分5における返還対象期間）中の未申告収入額

合計金額 62,500円

内訳：平成28年5月8日の7,000円の振込み、同月10日の51,500円の振込み及び同月23日の4,000円の振込み

(2) 法63条の適用について

上記(1)のとおり、請求人には未申告となっていた臨時的な収入があったものと認められるところ、前記1・(1)に述べた保護の補足性の原則に従えば、これらの収入は、請求人の最低限度の生活の維持のために活用すべきであり、法に基づく保護は、これらの収入を活用してもなお不足する分を補う限度で行われるべきこととなる。

したがって、処分庁において請求人に未申告の収入があることを発見したのであれば、本来は収入があった期間になされるべき保護の程度についてこれを是正する必要がある、仮に保護費を支給した後の発見であっても、なるべく速やかに保護変更処分を行うことが望まれるところであるが、一旦保護の程度を決定した行政処分を、長期にわたり不確定にしておくことは妥当とはいえないものである。このことから、保護変更処分により生活扶助費の額を遡及変更する限度は、実務上3か月程度と考えられているところであって、それ以上に遡る期間に関しては、当該収入を法63条の「資力」として認定し、その期間中に支給した保護費については、資力に相当する額の限度で、これを同条により返還すべき旨を決定することが、生活保護制度の趣旨を全うする手段として相応しい選択肢となる(1・(8)に引用の裁判例参照)。

したがって、処分庁が、請求人の未申告収入を発見したことから、法63条の規定を適用して、その額に相当する保護費の返還を請求人に対して求めることを決定したことについては、誤りはないというべきである。

(3) 返還金額の決定について

(1)で明らかになった未申告収入額を基礎として、処分庁が返還金額を具体的に決定するに当たって、検討した点として、①収入認定に当たり売却代金から控除すべき事項としては、1・(4)の次官通知のとおり、月額として8,000円を計上するほかは、処分庁としては、特に収入を得るため必要な経費として認めるべきものを見出せなかったこと、②自立更生等のためやむを得ない費用として、返還金額から控除すべき事項の有無についても検討した結果、やはり特にないものと認められたこと、③(1)に述べた各期間中の未申告収入の金額から月当たり8,000円を控除して算出した「資力」の額は、同期間中の支給済み保護費の額(別紙参照)を超えていないこと(したがって、資力に相当する額の保護費が返還対象となる。)、といった点が認められる。これらを前提とすると、本件各処分により別紙のとおり各返還金額を算出した過程には、違算等の過誤も認められないため、本件各処分に取り消すべき違法・不当な点があるということとはできないものである。

### 3 請求人の主張(第3)について

(1) 請求人は、平成27年度の資産調査において処分庁職員が通帳をチェックした際に、売却代金収入に気がつかなかったことをもって処分庁に不作為の責任がある旨主張するが、そもそも、法61条は、被保護者に対し、収入等の変動についての届出義務を課しているところであり、法63条が、保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還により生活保護制度の趣旨を全うするために設けられたものであることに鑑みれば、保護の実施機関が、調査の際に、申告されるべき収入を見落としたことが一因となって、保護費の返還をなすべき状態が発生したとしても、同条を適用して決定を行うことは何ら妨げられるものではないと解される。

(2) 請求人は、資産調査の際に預金通帳の写しをとることはプライ



バシーの点で問題であると主張する。

しかしながら、実施機関が、それぞれの被保護者に対する保護を実施するに当たっては、保護の補足性の原則に沿って、個別具体的にその程度を決定すべきものであるところ、そのための前提となる被保護者の資産・収入の状況の調査について、被保護者による申告もさることながら、現金・預金・有価証券・動産・不動産等、各種資産の実際の保有状況を裏付ける資料を収集し、継続的にこれらを把握することが必要である。そうであるとする、法28条の規定に基づき、処分庁において、請求人に対して保有する預金口座について通帳の写しを求めることは、正当な目的に基づくものであり、かつ合理的な方法であるというべきである。また、実際に処分庁は、請求人から任意の提供として、預金通帳の写しを受領しているものと認められるから、これをもって、違法・不当なプライバシーの侵害があったということはできないものである。

(3) 請求人は、売却した物品の仕入れ値が経費として控除されていないと主張する。

物品を売却して代金収入を得る場合、当初より、自己が保有・利用すること自体を目的とせず、売却して代金を得ることを目的として物品を購入しているのであれば、仕入れ値を経費と認める余地はあると考えられるが、請求人による本件の物品の売却は、このような場合には該当しないものと認められる。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙 (略)